

第1章 総論

1. 日本ではOECDが98-99年に実施した対日審査以後に総合規制改革会議の設置、規制改革推進3か年計画の実施、構造改革特区の設置、公取委の強化、行政手続の透明性向上・簡素化、貿易・投資障壁の撤廃等多くの改革が強い政治的リーダーシップによりなされた。
2. しかし、依然として以下のような課題があり、最近の日本経済の回復に拘わらず、少子高齢化・公的債務の増大といった状況の中で日本経済を一層強化するためには更に改革を進めなければならない。

(1) 規制の質と他の代替手段

依然として事前規制や免許制度が存在し、その数は以前に比して余り減少していない。これらの数を減少させると同時に既存の規制の質や他の代替手段の検討が行われるべき。

(2) 継続性・全体性の重要性

規制改革は一度にして達成されるものではなく、規制手段と規制機関を改善し、現行規制を不断に評価し、新たな規制の影響を評価するという継続的なプロセスである。また、セクショナリズムを超えて、個々の規制緩和も全体のプログラムの一環として統一の見地から政府全体としての取り組みを強化できるかが大きな鍵である。

(3) 規制政策の立案と実施の分離

規制政策の立案と実施を同一の省庁で行っているという点において、日本は他のOECD諸国と異なっている。99年以来、特に通信、電気、ガス、郵便及び運輸部門において、こうした点における重要な改革はなされていない。規制政策の立案と実施の分離は、規制内容を向上させ競争を強化し消費者利益の増加につながる。

(4) 社会的問題と競争政策

競争政策はもっと健康・安全、環境、消費者利益などの社会的問題に適用されるべきである。これらの真剣な議論はOECD諸国の経験によれば、より柔軟な制度を可能にし、より大きな経済効果を生み出す。

(5) 透明性の強化

パブリック・コメント手続は改善しつつあるが未だ十分ではなく、行政手続法で規定するなど一層の努力を行うべきである。また、ノアクションレターも実績が十分でなく、また、中央政府だけでなく地方政府の規制も対象とすべきである。

(6) 規制影響分析(RIA:Regulatory Impact Analysis)の導入

日本ではRIAは漸く導入されつつあるが、他のOECD諸国では既に導入されその成果を評価する段階にある。競争政策や市場開放政策も含めて規制政策をRIAにより評価するとともに、RIAの実施状況をモニターすべきである。

第2章 質の高い規制を確保する政府の機能

(1) 政策の一貫性・包括性の必要性

日本では事項別に規制改革を実施する方法が多いが、これは政策の一貫性の観点からは適当ではない。具体的な規制審査・改革基準を定めることにより包括的な審査を行うべきである。

(2) 構造改革特区の全国化

構造改革特区は地方経済を活性化し、また、改革を全国レベルで実施するための試験的な役割も担っているが、特区で成功した改革が迅速に全国化されるためには強力な政治的・制度的サポートが必要である。

(3) 総合規制改革会議の評価

日本は伝統的に各省の独立性が強いため諸外国のように改革の中心となる組織を設立することは困難であるが、2001年に総合規制改革会議が設立された後、その影響力と能力は強化されてきた。

(4) 規制政策の立案と実施の分離

日本は他のOECD諸国と異なり、独立規制機関を有しておらず、規制政策の立案と実施が同一の省庁によって行われており、その分離が不十分である。

(5) 透明性の強化のための制度改善

規制制度の透明性を高めるために、行政手続法、パブリック・コメント手続及びノーアクションレター制度の改善等が必要である。

(6) 規制影響分析(RIA)の導入

RIAはOECD諸国において、規制の質を確保するための最も重要且つ一般的に使用されている手法である。日本では本年3月の閣議決定に本件が盛り込まれたが、RIAはOECDのベスト・プラクティスに基づいて実施されるべきである。

第3章 競争政策

(1) 公取委の体制強化

需給調整に基づく参入規制の減少、多数の独禁法適用除外制度の撤廃など、重要な幅広い改革が達成されつつある。また、公取委はより高度な経済分析、複雑なカルテル審査における法律的専門性の向上に努めるなどその体制も改善されてきているが、今後も更なるリソースが必要である。

(2) 課徴金算定率の引上げ

公取委は課徴金算定率(現在は売上高の6%)を2倍程度に引き上げるとの提案を行っており、それは、国際的なコンセンサスにより近づくものであるが、効果的に違反行為を抑止するためには未だ低すぎる。また、刑事制裁をより活用していくためには、公取委は、より強い審査権限と検察当局とのより緊密な協力が必要である。

(3) 課徴金減免措置(リーニエンシープログラム)の実行

リーニエンシープログラムは多くの国で実施されているものである。この制度が日本にも導入されれば、日本の法執行はより効果的なものとなり、日本の消費者を害する国際的なカルテルに対処するに当たって、他国の競争当局との協力も容易となる。

(4) 消費者保護の強化及び競争政策との関係

日本の消費者保護に係る法・組織はより強化されるべきである。公取委に対し消費者保護についての責任を付与することは、公取委が競争法を執行する際に消費者利益に焦点を当てることを促すことになる。

(5) 不必要な参入規制撤廃の徹底

需給調整に基づく参入規制の撤廃が実行されてきているが、一部の分野では未だに残っており、これらの参入規制撤廃の徹底が求められる。

第4章 市場開放

(1) 対内直接投資と構造改革特区

5年間で外国からの直接投資を倍増させる計画は、日本がこれまで示してきた外国からの直接投資に対する伝統的な戸惑いとは異なるものである。また、構造改革特区は地方における革新と経験に基づいており、この二つは日本の市場開放において特に有望な兆候である。

(2) 市場開放問題苦情処理体制(OTO)、政府調達苦情処理体制(CHANS)及び対日投資会議(JIC)

OTO、CHANS、特区推進室及び規制改革・民間開放推進室は共通の施設と人員を有する単一の組織に統合すべきであり、また、JICとこの新たな組織の間では調整が行われるべきである。

(3) 国際規格との調和

EU及びシンガポールと相互承認制度につき合意したことは、規制改革の国際協力における大きな成果である。こうした適合性評価における協力を行い国際規格と調和していくべきである。

(4) 競争政策の強化

競争政策の強化は市場開放に繋がるので、公取委と内閣府関係機関との対話の増進により公取委の市場開放への関心を高め、また、公取委の体制を強化すべきである。

(注) 報告書の背景

OECDは98年より加盟国に対し規制改革に関する国別審査を実施しています。我が国は98年に審査を受け、99年に発表された報告書では我が国の規制改革の状況を分析するとともに、規制改革を推進するために多くの勧告がなされています。今回の審査報告書では、この99年の勧告の実施状況をフォローアップし、その結果を踏まえて、新たな勧告を行っています。